

平成29年2月23日

第79回 神戸市個人情報保護審議会

福祉情報システム等へのDV等被害者情報項目
の追加について

(保健福祉局)

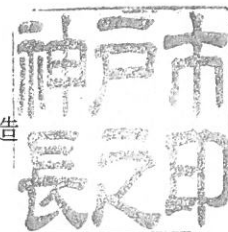
神保総計第 2539 号

平成 29 年 2 月 21 日

神戸市個人情報保護審議会

会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

福祉情報システム等への DV 等被害者情報項目の追加について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局総務部計画調整課

福祉情報システム等への DV 等被害者情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(住民基本台帳情報)

DV 該当フラグ

DV 該当年月日

DV 解除年月日

(福祉個人情報)

DV 該当フラグ

DV 該当年月日

DV 解除年月日

福祉 DV フラグ

福祉 DV 該当年月日

福祉 DV 解除年月日

福祉情報システム等へのDV等被害者情報項目の追加について

1 趣旨

「神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第3次)」(平成28年3月)において、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者(以下「DV等被害者」という。)の保護と安全の確保のため、支援に関わる機関が相互に連携し、DV等被害者のニーズに沿った適切な対応を行うこととされている。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号)に基づく情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を実施するにあたり、DV等被害者の特定個人情報について、慎重な取扱いが求められている。

そこで、住民基本台帳事務における「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」の対象者である旨、住民記録システムから情報提供を受けることにより、福祉情報システム及び生活保護システム(以下併せて「福祉情報システム等」という。)の全ての業務でDV等被害者であることを把握できるようにする。

また、福祉情報システム等において、従来事業ごとに記録していたDV等被害者の情報を、住民記録システムから提供を受けるDV等被害者の情報とあわせて、共通の「福祉個人情報」に記録することにより、全ての事業でDV等被害者であることを把握できるようにする。

これらにより、福祉事務所、こども家庭センター等支援に関わる機関でのDV等被害者への適切な対応、及び情報連携におけるDV等被害者の特定個人情報の適切な取扱いを図る。

2 概要

住民記録システムから提供されている住民基本台帳異動情報から、「DV該当フラグ」「DV該当年月日」「DV解除年月日」の項目を福祉情報システム等の住民基本台帳情報に取込む。

福祉情報システム等の各事業で把握したDV等被害者情報を「福祉DVフラグ」として記録し、福祉情報システム等の各業務で共有する。また、DV等の状態に該当又は解除となった日付を記録する。

福祉個人情報に「福祉DVフラグ」が記録された者について、統合宛名システムに「DV該当者」として記録させるための情報を提供する。

3 必要性と効果

DV等被害者への支援のため、支援に関わる全ての事務担当者が、当該者がDV等被害者であることを把握する必要がある。また、情報提供ネットワークシステムによる情報連携については自動的に応答する仕組みとなるが、DV等被害者については他機関からの提供要求に自動的に応答しないようにして、その都度情報提供の可否を判断する必要がある。

住民記録システム及び福祉情報システム等の各事業から、DV等被害者情報を取得することにより、DV等被害者への対応を福祉情報システム等の事業共通で行うことができる。

DV等被害者であることを把握し、また統合宛名システムに登録することにより、情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供要求に適切に対応することができる。

DV等被害者情報を電子計算機処理することにより、正確かつ迅速・効率的な事務処理が可能となる。

4 スケジュール（予定）

- ・ ～平成 29 年 3 月 福祉情報システム等の改修・テスト
- 平成 29 年 3 月 27 日 住民記録システムからの DV 等被害者異動情報取込み開始
福祉個人情報への DV 等被害者情報登録開始
統合宛名システムへの DV 等被害者情報提供開始
- ・ 平成 29 年 4～5 月 DV 等被害者情報整備作業
(各事業台帳の DV 等被害者情報を福祉個人情報に登録する)
- ・ 平成 29 年 7 月 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携開始

5 処理件数

約 6 千件

6 個人情報（特定個人情報を含む）の保護

福祉情報システムでは、「神戸市個人情報保護条例」（平成 9 年 10 月 9 日条例第 40 号）及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」（平成 17 年 5 月 31 日訓令甲第 3 号）に基づき、以下のとおり厳格に対応しており、本件に対しても同様に対処する。

(1) システム上の保護

ア 端末機の操作にあたっては、各職員（派遣職員を含む。以下同じ。）に交付する福祉情報システム利用者専用 ID カードとパスワードによる個人認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。また、業務ごとに、操作できる職員を限定する。

イ 個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理用 ID カードにより入退室制限を受けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。

ウ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けるこ

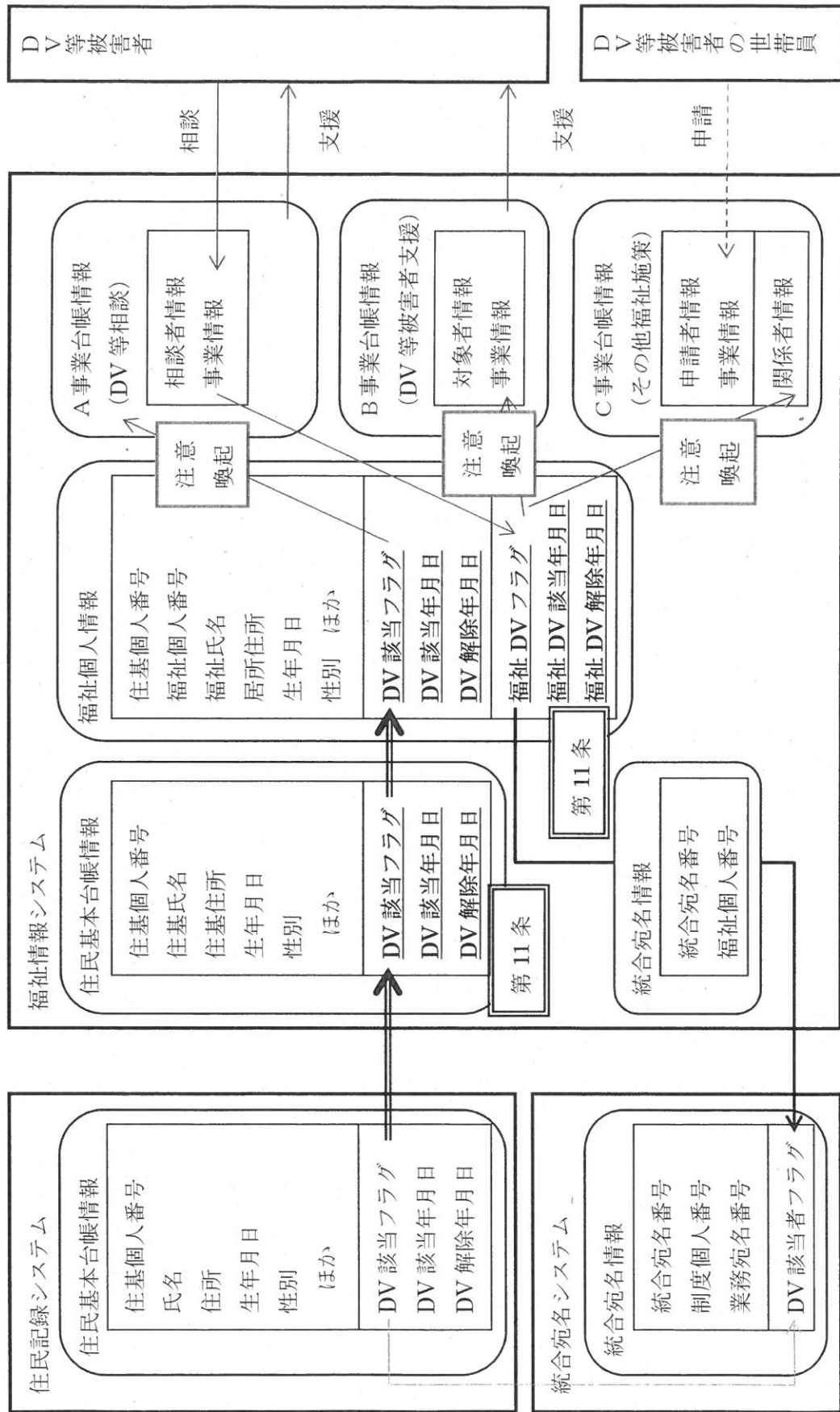
とを防止するとともに、コンピュータウイルス対策ソフトウェアが導入された端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルス等に感染することを防止する。

- エ 一般ユーザー端末機からUSBメモリ等の外部記録媒体へのデータ保存を禁止する。
- オ 一般ユーザー端末機のデスクトップ等へのデータ保存を禁止する。
- カ 一般ユーザー端末機のマウスの右クリック機能を無効にする。
- キ 一般ユーザー端末機からシステム関連ファイルへのアクセスを制限する。

(2) 運用上の保護

- ア サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。
- イ サーバとは別の場所に保管するバックアップ用の媒体（磁気テープ）については、施錠された保管庫内に厳重に保管する。
- ウ システム利用者が端末機を利用する際は、必ず本人に交付された福祉情報システム利用者専用IDカードとパスワードによる個人認証を受けて利用させる。
- エ システム利用者が端末機を利用する際のパスワードは定期的に変更させるとともに、端末機の操作状況をサーバに記録する。
- オ 業務所管課からの依頼によりデータを提供する場合は受払簿に記録し厳格に管理する。
- カ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は裁断処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- キ 保存年限を経過した帳票は、裁断処理や溶融処理などの方法で確実に速やかに廃棄する。
- ク 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。
- ケ 外部委託にあたっては、情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款に加えて「情報セキュリティ遵守特記事項」に基づき、個人情報の保護について厳格に監理する。

福祉情報システムへのDV等被害者情報項目の追加について 別図



福祉情報システムへのDV等被害者情報項目追加について 別表

福祉情報システムにおけるDV等被害者情報取扱事務(平成29年2月現在)

福祉情報システムでの業務名称	業務所管課
民生委員・児童委員	保健福祉局総務部計画調整課
(特別)養護老人ホーム	保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課
敬老優待乗車証	
長寿者名簿作成	
在日外国人等福祉給付金	
福祉乗車証	
老人日常生活用具給付・レンタル	保健福祉局高齢福祉部介護保険課
老人福祉電話貸与	
ねたきり老人台帳	
家族介護慰労金	
高齢者見守り台帳	
配食サービス	
訪問理美容サービス	
介護用品支給	
生活支援ショートステイ	
重度心身障害者介護手当	保健福祉局障害福祉部障害福祉課
小規模作業所	
タクシー・燃料費利用助成	
心身障害者扶養共済	
自動車税・取得税等減免	
特別児童扶養手当	
特別障害者手当	
障害児福祉手当	
福祉手当(経過措置)	
障害者入浴サービス	保健福祉局障害福祉部障害者支援課
重症心身障害児通園	
自立支援給付	
障害者(児)日常生活用具給付	
障害者(児)補装具交付修理	
障害者福祉電話貸与	
身体障害者施設	
自立支援医療(更生・育成)	
知的障害者施設	
自動車改造費助成	
自動車運転免許取得助成	
身体障害者手帳	保健福祉局障害福祉部障害者更生相談所
療育手帳	
知的障害者共通判定	
自立支援医療(精神通院)	保健福祉局障害福祉部こころの健康センター
児童扶養手当	こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課
児童手当/子ども手当	
母子婦人相談	
母子父子寡婦・父子児童資金貸付	
母子家庭小口資金貸付	
母子生活支援施設	
助産施設	
学童保育	こども家庭局こども企画育成部こども青少年課
教育・保育給付等/保育所	こども家庭局子育て支援部振興課
児童相談	こども家庭局こども家庭センター
児童施設	

生活保護システムにおけるDV等被害者情報取扱事務(平成29年2月現在)

	業務所管課
生活保護	保健福祉局総務部保護課